ごみの処理に関する豊橋市の取り組み

具体的取組		取り組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
			○春の530運動実践活動の実施 5/26~6/4 市内一斉の 清掃活動 ○幼児環境教育訪問指導の実施 5/28~9/25 ごみ滅量啓 発等の授業を市内幼稚園・保育園を対象に実施 ○530のまち環境フェスタの開催 12/1 ごみの発生抑制な どの啓発を目的とした環境イベント ○秋の530運動実践活動の実施 11/3~11/12 市内一斉 の清掃活動 ○クリーンアップ大作戦(年5回) 5/26(駅前)、7/21(駅前)、 10/6(スポーツ公園)、11/4(沙川干潟)、3/10(スポーツ公園) ○MANGAコンテストの開催 5/22~1/18 ○No 3 包装キャンペーン(マイバッグイラストコンクール)の開催 1/1~1/31 ほか	○530のまち環境フェスタの開催 12/1 約7,000人 ○秋の530運動実践活動の実施 11/3~11/12 約60,000人 ○クリーンアップ大作戦(年5回) 5/26(駅前)約400人、7/21 (駅前)約330人、10/6(スポーツ公園)約360人、11/4(汐川千海)約380人、3/10(スポーツ公園)約450人 ○MANGAコンテストの開催 5/22~1/18 62作品応募 ○No 3 包装キャンペーン(マイバッグイラストコンクール)の開催 1/1~1/31 46作品応募 ほか	○530のまち環境フェスタの開催 11/9 ごみの発生抑制な どの啓発を員的として環境イベント ○秋の530運動実践活動の実施 11/9~11/18 市内一斉 の清掃活動
	発活動などを行うことにより、ごみ分別や減量・リサイクルについて深い知識を持ち、積極的に行動することができる530市民	実 ② 清掃施設見学会の充実やジサイクルプラザに	○小学校を対象とした訪問授業の実施	ごみ減量啓発等の授業を市内幼保育園を対象に実施 約 6,200人(57園) 〇小学校を対象とした訪問授業を実施(45校 4年生3,032人)	○プラスチックザサイクルセンターを含めた清掃施設の見学会の実施及びデサイクルプラザにおける体験学習の実施 ○漂環境部による『AELスタンプラザー』への参加 ○自治会等の団体を対象としたまちづく9年前講座の実施
	與の徹底、廃棄物処理に かかる市民の意識啓発を 図るため、新たな経済的 手法の導入の検討と、既 存の制度の適正化に取り	家庭収集ごみの有料化や資源化センターへ自己 搬入される家庭ごみの有料化などを検討します。 また、スーパーなどで配布されるレジ袋につい て、事業者等と削減に関する協定を締結するな どして、利用者に必要以上のレジ袋をもらわない よう促します。 ② ごみ収集・処理手数料の見直し	【経済的手法】 〇事業系ごみ投入手数料の改定については、適正な受益者 負担の観点から見直しを検討し、12月議会での条例改正、平 成31年4月施行を員標化 〇家庭ごみ有料化、大きなごみ収集手数料の改定、家庭系 持ち込みごみの有料化、改定については、他のごみ処理施策 を勘案して検討 〇資源化センターに自己鍛入されるごみの費用負担の適正	社 【経済的手法】 ○事業系ごみ役入手数料の改定について見直しを行い、条 例改正を実施し平成31年4月1日から施行	【指定ごみ袋制度】 ○市民海げ周知を実施 【経済的手法】 ○家庭ごみ有料化、大きなごみ収集手数料の改定、家庭系持ち込みごみの有料化、改定については、他のごみ処理施策を勘案にて検討 ○資源化センターに自己搬入されるごみの費用負担の適正費用を試算確認
	すごみ 3の排出量削減を 図るため、割合の高い生ごみの減量を推進しま	生ごみ減量容器の購入により、家庭からの生ごみの排出抑制と資源化を図ります。また、手作りコンポスターなど、その他の生ごみ処理方法についてもPRを行います。 ② 家庭におけるエコ・クッキングの普及促進食材を無駄なく使うなど、家庭の台所から発生するごみの量を少なくする実践行動「エコ・クッキング」の普及を促進します。 ② 生ごみの水切りの啓発	○「料理を余分に作らない。」「食事は食べ残さない。」等の項 員の啓発 ○東愛知新聞・東日新聞・FMとよはし 市政情報コーナー 啓発記事掲載(9月下旬) ○水環境の保全(生活排水対策等)に関するパンフシット等の配布 ○生ごみ減量容器の普及促進を図るため、生ごみ減量容器	員の啓発 ○水環境の保全(生活排水対策等)に関するパンフシット等の配布	平成30年度を持って事業廃止 ○《料理を余分に作らない。》《食事は食べ残さない。』等の項目の啓発 ○水環境の保全(生活排水対策等)に関するパンフシット等の配布 ○生ごみ減量容器の普及促進を図るため、生ごみ減量容器 講習会、ガーデニング講習会を開催
	30 運動環境 (30) (30) (30) (30) (4) (5) (6) (7) (8) (8) (8) (9)	530運動環境協議会議論会議論会議論会議議会議議会議議会議議会議議会議議会議議会議議会議議会議議	30 運動環境協議会による530実践活動や幼児環境教育など、ごみゼロ社会実現のための意識向上を図るための啓発を進めます。 ② が発展・保育圏、学校における環境教育の充発活動などを行うことにより、この分別を置いり数さを持ち、積極的に行動するととができる53の形民の育成に取り組みます。 ③ 清掃施設見学会の充実やリサイクルプラザにおける体験学習・研修の実施 ② 清掃施設見学会の充実をリサイクルプラザにおける体験学習・研修の実施 ② 高海・市民団体などを対象にした出前議座 ② 高海・市民団体などを対象にした出前議座 ② 高海・市民団体などを対します。 ② 京都・市民団体などを検討します。 ② 京都・市民団体などを検討します。 ② 京都・市民団体などを検討します。 ② 京都・市民団体などを検討しまっか。 本た、東美帝等と削減に関する協定を締結するないまた。 ② 京都・一本の・一本の・一本の・一本の・一本の・一本の・一本の・一本の・一本の・一本の	30 通知 通過 通過 通過 通過 通過 通過 通過	17の重要の構造を行いるものを登録したものできたをかす。

基本施策	具体的取組		取り組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
	効果的な情報提供の 雑進 (拡充)	した質の高い行政サービスを提供するために、ホームページや広報などの充実を図り効果的な情報提供に努めるとともに、ごみ出しメールサービスなど、新たな情報ソールや情報内容の拡充を行います。	②ごみに無関心な市民が興味を持つような情報 の検討	○全選帯配布(チラシ)による啓発 ○組国覧による周知 ○ごみ分別アプリの配信 ○ごみ処理施設見学会の開催(年5回) ○清掃循導員を対象とした、意見交換会、抵前講座、ごみ処理施設見学会等の開催 ○クリーンカシンダーをホームページに掲載 ○自治会両げに、ごみステーション管理のための啓発看板の見本や、事例の写真等をホームページに掲載	○自治会商げに、ごみステーション管理のための啓発看板の 見本や、事例の写真等をホームページに掲載	○全選帯配布(チラシ)による啓発(年2回) ○組国覧による周知(年3回) ○ごみ分別アプリの配信 ○スマートスピーカー用スキルの配信 ○ごみ処理施設見学会の関催 ○清掃指導員を対象とした、意見交換会、抵前講座、ごみ処理施設見学会等の開催 ○クリーンカレンダーをホームページに掲載 ○自治会南げに、ごみステーション管理のための啓発看板の見本や、事例の写真等をホームページに掲載 ○繁忙期における臨時持ち込み場所を市民館、公共施設、HPやFMとよはし等を活用して周知
	エーションデ曲 中の部	サイクル推進店(エコショッ 行っている店舗を広報など	 とに獲極的に取り組む店舗を「豊橋市ごみ減量り ップ)3として認定します。また、先進的な取り組みを 『を通じて広くPRし、事業者のエコに対する取り組 ヨップ利用を呼びかけます。	総み内容をホームページ等で紹介	○参加店及び取り組み内容をホームページにて紹介(50店舗が認定)	○参加店募集を獲極的に呼びかけるとともに、参加店の取り 総み内容をホームページ等で紹介 ○エコショップ制度の新しいあり方を検討
	事業系一般廃棄物の 滅量計画と指導強化	定を養務づけられている-	- 定規模以上の事業者に対して、廃棄物の減量目 法などを記したマニュアルを配布し、策定支援や	関する計画書3の提出依頼	関する計画書子の提出依頼	○市内の事業者に対して『一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書』の提出依頼 ○市内の事業者に『事業系』のガイドブック』を配布し、事業系廃棄物の減量・再利用を呼びかけ ○事業系一般廃棄物の再利用の目標値について、社会情勢に即じた項目・数値の設定を検討
ごみ滅量の推進		割を占める事業系ごみに ついて、減量・資源化の 促進と適正排出の徹底を 図ります。	築の支援 事業系ごみの大きな割合を占める紙ごみについ て、杏紙として自己搬入できる事業系古紙リサイ	○廃棄物投入許可証発行時に廃棄物の減量、再生利用、資源化に努めるよう、継続して啓発を実施 ○動物性残さの投入を予定している事業者に対して、豊橋市 バイオマス利活用センターへの投入許可を案内 ○事業系廃棄物の搬入検査を定期・不定期に実施 ○再生利用できる事業系古紙の搬入抑制対策を検討 ○職入事業者への古紙回収業者の案内等により協力を依頼	〇廃棄物投入許可証発行時に廃棄物の減量、再生利用、資源化に努めるよう、継続して啓発を実施 〇動物性残さの投入を予定している事業者に対して、豊橋市 バイオマス利活用センターへの投入許可を案内 〇嵌入検査を実施し、不適正搬入に対し指導(7日間で24台 実施、指導台数15台)	○廃棄物投入許可証発行時に廃棄物の減量、再生利用、資源化に努めるよう、継続して啓発を実施 ○他部局所管の請習会等に参加の事業者に対しゾーフシットを配布する等、事業系ごみ減量の啓発を実施 ○事業系廃棄物の搬入検査を定期・不定期に実施
		イクル段階まで責任を負う 変重要な考え方です。 ごみ減量やザサイクルが終 ら、プラスチック製容器包割			○全国都市清掃会議を運じ、北陸東海地区協議会名で、プラスチック製品をはじめとする廃棄物について、拡大生産者責任の強化を国へ要望	

表述本基	具体的取組	取り組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
		なものについて 影響・販売・液運業者による白主宛収・ジャメケル保護の 数	○子ラシ等を通じて市民や業者に資源ごみの自主回収への 協力を呼びかけ ○全国都市清掃会議等で情報収集	○デラシ等を通じて市民や業者に資源ごみの自主回収への 協力を呼びかけ ○全国都市清掃会議等で情報収集	○チラシ等を通じて市民や業者に資源ごみの自主国収への 協力を呼びかけ ○全国都市清掃会議等で情報収集
	産業界などの自主国 収に関する情報提供	不用となったパソコン、自動二輪車、消火器などは、製造事業者により回収が進められ、ササイクルされています。このような業界独自の回収が促進されるよう、市民に対して情報提供に努めます。	○市ホームページ、啓発チラシ等で回収窓口の案内	○市ホームページ、啓発チラシ等で回収窓口の案内	○市ホームページ、啓発チラシ等で回収窓口の案内
		資源回収の活性化やごみの資源化を推進するため、古紙や布類等を回収 した団体に対して奨励金を交付しています。今後も、対象品景の選定や交 付額の検討を進めるとともに、効率的な資源の回収方法を自治会に提案す るなどして、地域資源回収の活性化を図ります。	○地域資源回収を実施する団体に対して、地域資源回収の 手引きを配布 ○奨励金として従量額(新聞・チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳 バック等、布:5円/kg、アルミ缶、スチール缶:10円/kg)を交付	○地域資源回収実施団体数 321団体 ○地域資源回収実施団体数 2401団体 ○地域資源回収量 6,983,983kg ○奨励金 35,245,397円	○地域資源回収を実施する団体に対して、地域資源回収の 手引きを配布 ○奨励金として従量額(新聞・チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳 バック等、布:5円/kg、アルミ缶、スチール缶:10円/kg)を交付
		現在、ザサイクルステーションや環境センターで家庭から患る査紙・布類を受け入れています。また、古紙を無償で持ち込むことができる査紙ザサイクルヤードを査紙回収業者の協力により実施しています。今後も市民が日常的に利用できるように、効率的・合理的な資源回収方法の検討と資源回収拠点の充実を図ります。	○広報とよはしやホームページ等でゾサイクルステーションの 利用を呼びかけ ○自治会等各種団体へ古紙国収容器の貸し出し	○家庭ごみガイドブック等により局知 ○自治会等各種団体へ古紙回収容器の貸し出し	○ガイドブックやホームページ等でジサイクルステーションの 利用を呼びかけ ○自治会等各種団体へ占紙回収容器の貸し出し ○自治会等各種団体へ占紙回収ポックスの貸し出し
		現在、	○古紙回収量(H30予算) ・ゾゲイクルステーション 416t ・地域資源回収 8,000t ○布類回収量(H30予算) ・ごみステーション、環境センター、ゾザイクルステーション 1,224t ・地域資源回収 200t ○分別の徹底のため、不適正なものには警告ラベルを貼り付け、取り残しを実施 ○古紙や布類の持ち込み場所の問い合わせに対し、環境センターを含めた持ち込み場所を案内	 ○古紙回収量 ・ジサイクルステーション 418t ・地域資源回収 6,795t ○布類回収量 ・ごみステーション、環境センター、ジサイクルステーション1,246t ・地域資源回収 124t ・分別徹底のため、不適正なものには警告ラベルを貼り付け、取り残しを実施 ○古紙や布頽の持ち込み場所の悶い合わせに対し、環境センターを含めた持ち込み場所を案内 	○ 古紙回収量(H31予算) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	資 源 ご み の ス テ ー ション収集の検討	びん・カンの収集を専用国収容器による収集から、ごみステーションでの収集に移行します。 古紙については、市民の科便性や現行の収集体制と比較しながら、ごみステーションにおける収集について検討を行います。	○ごみステーションを利用した地域資源回収の手法のチラシを配布 ○古紙の持ち出し場所について、問い合わせに対し、環境センターを含めた持ち出し場所を案内	○古紙の持ち出し場所について、問い合わせに対し、環境センターを含めた持ち出し場所を案内	○地域資源回収を柱としたリサイクル体制を維持するため、 ステーション収集の本格的な検討は行っていないが、必要に 応じ部内協議を実施
	ベットボトル のりサイ クル推進	ごみステーションでの収集により引き続き適正分別の徹底を図るとともに、 収集したペットボトルの効率的なササイクルの推進に取り組みます。	○分別の徹底のため、不適正なものには警告ラベルを貼り付け、取り残しを実施 ○ペットボトルラベル剥離機を導入し、ペットボトルの効率的な リサイクルを推進 ○分別及びペットボトルキャップ・ラベル取り外しの徹底を呼びかけ	げ、取り残しを実施 〇ペットポトルのゾサイクル実績	○分別の徹底のため、不適正なものには警告ラベルを貼り付け、取り残しを実施 ○収集したペットボトルの効率的なリサイクルを推進 ○分別及びベットボトルキャップ、ラベルの取り外しの徹底を呼びかけ
		プラスチック製容器包装の再商品化を推進するため、分別の徹底を呼びかけることで再商品化率の商主を図ります。	○プラスチック粗選別装置を導入し、再務品化率の向上を目 指す ○分別の向上を図るため、リサイクルの対象となる容器包装 プラスチックについての周知を実施	○容器包装プラスチックのゾサイクル実績 ・ゾサイクル量 1.871t ・ゾサイクル率 44.1% ○FMとよはむにて分別を呼びかけ	○プラスチックのササイクル率の第上を目指す ○選別箱度を向上させ、引き渡し物の品質率上を目指す ○分別の第上を図るため、容器包装プラスチックについての 周知を実施

基本施策	具体的取組	取引組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
Chamanan	食用油 のりサイクル 推進	家庭で不用になった食用油をリサイクルすることを員的に、リサイクルステーションで回収を行っています。市民に広くPRU、回収の促進に努めます。	○食用油函収量 9t	〇食用油函収量 9t	○食用油函収量 Bt
	家具類のリサイクル 推進	戸別収集、直接搬入で「大きなごみ」として収集された家具などを補修し、再生品として展示販売をすることで、リサイクルに対する市民意識の商上を図ります。	○ごみ滅量、再資源化の施策として、ジサイクル工房を引き続き運営し、再生家具等をより多くの市民の方に利用していただくため、年3回の展示・販売会を実施	○家具等再生品・展示販売会を開催 第1回 6月30日〜7月5日(市民ギャラリー) 第2回 11月10日〜15日(市民ギャラリー) 12月1日 環境フェスタ(公会堂) 2月3日〜4日 (ココニコ) 第3回 2月23日〜28日(市民ギャラリー)	○ごみ減量、再資源化の施策として、ササイクル工房を引き続き運営し、再生家具等をより多くの市民の方に利用していただくため、年3回の展示・販売会を実施
	スラグの有効利用 (拡充)	焼却施設1・2号炉から発生するスラグの品質確保と安定的な供給に努め、 事業者等への積極的な利用の促進を図ります。	○溶融スラグの安全品質管理等試験を実施○愛知渠リサイクル資材評価制度(あいくる材)認定申請者への支援	○溶融スラグの安全品変管理等試験を実施し、スラグの安全性と品質を確保 ○愛知楽ザサイクル資材評価制度(あいくる材)認定申請者への支援 ○利用実績 コンクザート用1,739t アスファルト412t	○愛知渠りサイクル資材評価制度(あいくる材)認定申請者へ
資源回収の 促進	希少金属のリサイク ル推進 (拡充)		○小型家電の国収拠点の収集を行うとともに、効率的な収集を実施○回収した小型家電の、より効率的な処理方法を検討	 ○小型家電の回収拠点の収集 ○小型家電(家電部品)資源化量 ・資源化センター 334t ・西部環境センター 196t ○みんなのメダルプロジェクトへの参加 	○小型家電の国収拠点の収集を行うとともに、効率的な収集を実施 ○回収した小型家電の、より効率的な処理方法を検討
		資源化センターに持ち込まれる剪定核の資源化を図るため、リサイクル施設を整備し、安定した製品の供給と需要先の確保を図り、リサイクルを推進します。	○市民PR ○需要に応じた安定供給が可能となるよう需要者と調整	○環境フェスタのイベントで剪定校チップのリサイクルについて市民や農業関係者に応けてPRを実施・イベント配布1回実施 配布数700袋・売却量 1,325t 無償提供量 1t	○市民PR ○需要に応じた安定供給が可能となるよう需要者と調整
		これまで、資源化センターで焼却処理されていた生ごみを、新たに「資源」として位置づけ、中島処理場内に整備を進めているバイオマス資源利活用施設において、し尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥とともにメタン発酵処理し、発電を行うことで資源の有効活用を図ります。		○バイオガスによる発電量 : 7,736,847kWh (バイオガス発電による売電量 : 7,026,279kWh) ○炭化燃料箱製 : 2,515t	○ バイオガス発電による売電量 : 約6,800,890 kWh ○ 炭化燃料箱製 : 約2,450t
	清掃指導員の活動支援	ごみの分別や持ち出しルールの徹底、地域資源回収などの活性化について、これらの指導や推進を担う清掃指導員制度を引き続き推進します。また、清掃指導員へごみの現状などの情報提供を行うとともに、その役割を十分果たせるような注題みを構築していきます。	○委嘱人数:558名 ○動続顕彰表彰者数:20名 ○清掃指導員会議の関催(4月26日) ○情報提供及び活動を支援するためのグッズの配布 ○清掃指導常務委員を対象とした施設見学会の開催	○委嘱入数:557名 ○動続類彰表彰者数:18名 ○清掃指導員会議の関催(4月27日) ○情報提供及び活動を支援するためのグッズの配布 ○清掃指導常務委員を対象とした施設見学会の開催	○委嘱人数:546名 ○動続顕彰表彰者数:20名 ○清掃指導員会議の開催(4月26日) ○情報提供及び活動を支援するためのグッズの配布 ○清掃指導常務委員を対象とした施設見学会の開催
舎滑な収 集・運搬		家庭ごみの分別をわかりやすく説明したごみガイドブックの作成・配布などを 引き続き行うとともに、広報などを通じて市民にごみ分別の更なる徹底を呼 びかけ、分別精度の商上を図ります。 また、転入・転出が頻繁にある集合住宅などへのごみ出しルールの局知徹 底を行います。	○テラシや組回覧などによるごみ分別への啓発 ○家庭ごみの排出状況を詳細に把握するため、民間業者委	○ごみガイドブックの作成・配布 ○チラシ(年2回)や憩函覧(年3回)などによるごみ分別への 啓発 ○家庭ごみの排虫状況を詳細に把握するため、民間業者委 話により、年2回、2校区を対象とした経成分板調査を実施	○ごみガイドブックの作成・配布 ○チラシや組回覧などによるごみ分別への啓発 ○家庭ごみの排出状況を詳細に把握するため、民間業者委 話により、年2回、2校区を対象とした組成分析調査を実施

基本施策	具体的取組	取り組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
	外国人への広報啓発 の充実	言語や生活習慣が異なる外国人定住者に対し、外国語版ごみガイドブック の配布や、説明会などを通してごみの適正な分別と持ち出しルールの局知 を行います。	ラシや鎖回覧を作成・配布	○外国版の家庭ごみガイドブック(5か国語)を配布 ○生ごみや雑がみに関するチラシ(裏面が5か国語)を作成・配布(年2回)	○外国版の家庭ごみガイドブックの配布やごみの該量へのチラシや組回覧を作成・配布 ○ごみ分別促進アブゾにおいて5か国語の対応 ○SNSを活用した情報発信
		ごみステーションの適正配置及びごお量・ごお買の変化や高齢丝常の増加など、社会状況に対応した収集体制の見直しの検討を行い、効率的なごみ収集を推進します。 また、民間委託業者によるごお収集については、業者への積極的な指導と研修に取り組み、適正・得滑なごみの収集運搬を促進します。		繋マナーを周知するため、全丝券にクジーンカシンダーを配布すること等により、ごみの効率的な収集を実施 ○ごみステーションの新設、移動及び収集コースの見道し(随時)	ザーンカシンダーを配布すること等により、ごみの効率的な収 集を実施
	不法持ち出しごみス テーション対策	ごみステーションは、市民と行政がごみの排出において接点をもつ重要な場所であり、市民がごみを排出するにあたってルールを守ることが必要とされる場所でもあります。 しかし、事業系ごみの持ち出しや、ごみ程ごとの分別や排出する曜日・時間・出し方などについて、守るべきルールが守られていない状況が見受けられるため、チラシやガイドブックの配布・各種業界団体への協力要請・ごみステーションにおける立番啓発などにより、市民や自治会とともにごみステーションの適正管理に努めます。今後も各家庭や事業所へごみの排出に関するルールが守られるよう、広報などを連じてPR活動を行います。	正ごみ持ち出しの状況把握及び不適正持ち出しを行う事業者 に対しての指導		正ごみ持ち出しの状況把握及び不適正持ち出しを行う事業者
	ピンカンボックスによ るびん・カン収集の見 直し	ビンカンボックスの老柄化、抜き取りなどの問題を解決するため、びん・カンの収集をごみステーションによる収集に移行します。	完了	_	-
野滑な戦 集・運動	ごみ搬入車両の増加 対策	資源化センターへごみを直接搬入する自家用車が増加し、日常的に局辺道 略が渋滞しています。この解消のため、受入態勢などを見直し得滑な施設 運営に努めます。	線の検討等行い、受入体制を確保 〇臨時持込の実施	○繁忙期を含めた搬入受入体制を整え、効率的な受入業務を実施 ○臨時持込の実施 ○家庭持ち込み台数95,037台 受入量5,078t	○繁忙期等に溶滑に受入が行えるよう、職員配置や車両動線の検討等行い、受入体制を確保○臨時持込の実施○臨時受入場所に関係機関を含めることで繁忙期の対応を実施
		家庭ごみの分別・持ち出し方法について、廃棄物の性状とごみ処理施設や収集体制の状況などを踏まえ、適切な方法を検討します。	○課題検討会議はH29まとの完了 ○プラマークごみ・ベットボトルの収集を隔週1回から毎週1回 とに、生ごみともやすごみを飼日収集とするなど、市民の利便 性と収集効率を考慮した収集体制を実施	○プラマークごみ・ベットポトルの収集を隔週1回から毎週1回 とし、生ごみともやすごみの同日収集を実施	○資源化センター焼却炉の整備に合わせた家庭ごみの分別 について、豊橋田原ごみ処理施設整備事業検討会の中で必要な見違むを検討
		条例施行に伴い、資源物の持ち去りについて引き続きパトロールを実施するとともに、監視カメラを設置するなどして、持ち去り対策に努めます。	ともに、必要に応じて監視カメラを設置(状況の好転した場所)については、他の監視すべき場所に監視カメラを移設) 〇警察との連携を強化するため、巡回パトロールの共同実施を依頼 〇資源物の買い取り業者への指導啓発 〇市役所内で生活保護労帯に関する情報を共有することで、違反者の適切な指導へ連携	業者等からの資源ごみの買取を行わないよう依頼を実施 〇持ち去り行為が疑われる事業者を訪問し、違法な行為を行 わないよう、定期的に指導 〇資源物の持去り防止のため、巡回パトロールを実施すると ともに、不適正なステーション(21か所)に監視カメラを設置 (状況の好転した4か所については、他の監視すべき場所に 移設)	ともに、必要に応じて監視カメラを設置(状況の好転にた場所については、他の監視すべき場所に監視カメラを移設) 〇警察との連携を強化するため、共同で行う持ち去り防止対策について協議 〇資源物の買い取り業者等への指導啓発 〇違反者を生活相談等に繋げるなど適切な指導へ連携

基本施策	基体的取組	取り組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
	家庭 から出るブラン ターなどの排 土の受 行入れを検討	土や石は、ごみの対象外のため、再利用のお願いをしていますが、マンションやアパートなどに居住し、再利用が難しい人の受け図として、少量について受け入れを行います。	○引き続き受け入れを実施	○受け入れを実施	○引き続き受け入れ実施
		生活様式の変化により、家庭から排出される廃棄物も年々変化しています。 行政で収集・処理できない「処理困難物」について、廃棄物の収集・処理能力などを考慮しながら、品目の見直しを検討します。	○引き続き、ごみステーションに持ち出された処理困難物に対し、循導シールを貼付け一定期間残置して思知 ○繰り返す場合は、自治会の函覧等で注意喚起	〇ごみステーションに持ち出された処理困難物に対し、 治導シールを貼付け一定期間残虚して彫知	○必要に応じて部内協議
無 ・ 選 数		本市では、家庭ごみの持ち出し袋を透明又は半透明としていますが、中身の見えない袋やダンボール箱を使ったごみ出しが見受けられます。マナー違反のごみの持ち出しは、ごみステーションの異雑化をまねき、ごみステーションを管理している自治会等への大きな負担にもつながるため、家庭ごみの持ち出しに指定ごみ袋を導入して、ごみの持ち出しやマナーの徹底、ごみステーションの乳雑化防止を図ります。	就講座等) ○ 指定ごみ袋制度導入に伴う収集基準に従い、収集、取り残	○循定ごみ袋の利用について、局知啓発(チラシ、組回覧、出	○循定ごみ袋の利用について、鳥知啓発(チラシ、組函覧、出
	3号炉の効率活用	資源化センターの焼却施設3号炉について、ごみ焼却処理量に対応するためにも、焼却施設1・2号炉に併せた延命化を図ります。	○施設の安定稼働のための維持整備工事を実施 ・3号炉維持整備工事:303,000千円(予算)	○平成33年度まで施設の安定稼働を行うための維持整備工事の見直に ・3号炉維持整備工事:298,680千得〈実績〉	○施設の安定稼働のための維持整備工事を実施 ・3号炉維持整備工事:290,000千円(予算)
		びん・カン、ベットボトルの選別・圧縮・梱包を行っている資源リサイクルセンターは、供用開始後20年を経過し、施設の老朽化が進んでいるため、リサイクルの推進と併せた施設整備を進めます。	○施設維持整備計画に基づく、施設の安定稼動と施設更新の推進	〇計画的な整備を実施 ・アルミ選別機等修繕 7,452千円	○施設維持整備計画に基づく、施設の安定稼動と施設更新の推進
	広域ごみ処理への取 ジ組み (拡充)	国の通知及び愛知為が策定した《愛知為ごみ焼却処理広域化計画』に基づき、田原市と協働して広域ごみ処理施設の整備に向けた取り組みを進めます。 また、愛知楽の三河港港湾計画の中で位置付けられている広域廃棄物最終処分場について、情報収集に努めます。	○豊橋田原ごみ処理広域化計園に基づき、ごみ処理の広域 化を推進するため、両市で協議し、協議結果をブロック会議に 諡号、方針を決定する	○豊橋田原ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域 化を推進するため、両市で協議し、協議結果をブロック会議に 該り、方針を決定した	○豊橋田原ごみ処理広域化計園に基づき、ごみ処理の広域 化を推進するため、両市で協議し、協議結果をブロック会議に 該り、方針を決定する
環境負荷の 少ない中間 処理	産業廃棄物の受け入 れの見直むの検討	資源化センターに搬入されている産業廃棄物については、施設負荷の軽減の観点から、受け入れを見直すことを検討します。	 ○事業所系ゾサイクルの推進・排風抑制を含め搬入量の削減 方法を検討		○事業所系∜サイクルの推進・排出抑制を含め搬入量の削減 方法を検討
				○地元関係者との協議○環境影響評価方法書に基づく現地調査の実施○用地取得に適けた用地測量業務、補償調査業務等の実施○外部検討委員会の開催	○地元関係者との協議○環境影響評価準備書の作成○施設整備計画の策定○都市計画の案の作成○施設整備に南行た用地測量業務、地震調査業務の実施
		を豊橋市資源化センターの周辺と定めており、平成27年度からは専門の報 暑を設けて計画の推進に取り組んでいます。 今後、地種者の企業を受けるという。 ・ 1985年 開始会共の企業とは対して事業説明を重ね、理解と協力	○施設整備計画の策定	○地元関係者との協議○環境影響評価方法書に基づく現地調査の実施○用地取得に向けた用地測量業務、補償調査業務等の実施○外部検討委員会の開催	○地元関係者との協議○環境影響評価準備書の作成○施設整備計画の策定○都市計画の案の作成○施設整備に適けた用地測量業務、地震調査業務の実施

基本施策	具体的取組	取り組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
	搬入ごみの減容	排出、収集、中間処理での最適な処理システムを検討し、最終処分場に設 入されるごみの減量・減容とリサイクル率の向上を図ります。	○ 資源ジサイクルセンター、プラスチックジサイクルセンターで の残渣物の減量運転に努め、埋め立て負荷を軽減 ○ 勢定枝のチップ化を行い焼却残渣を削減し、埋め立て負荷 を軽減	○資源ササイクルセンター、プラスチックササイクルセンターで の残渣物の減量運転 H30年度実績 519t (前年比12%減) ○剪定板のチップ化を行い焼却残渣の削減 H30年度実績 1,326t (前年と同程度)	○ 資源5サイクルセンター、プラスチック5サイクルセンターで の残渣物の減量運転に努め、埋め立て負荷を軽減 ○ 勢定枝のチップ化を行い焼却残渣を削減し、埋め立て負荷 を軽減
安定にた最終処分	コンクザート類のザサ イクル推進	直接埋め立てされている『うめるごみ』のうち、コンクザート類のザサイクルを 推進します。	○引き続きコンクリート類のリサイクルについて検討	○□ンクザート類のザサイクルについて検討	○引き続きコンクザート類のザサイクルについて検討
	脱塩残渣の処理	焼却施設の残渣として発生する脱塩残渣は埋め立て処分しています。更なる最終処分場の負荷軽減の観点から減容化の検討を進めます。	○焼却施設の効率的な運転管理の徹底と高反応薬品の使用 により脱塩剤使用量の削減努力を実施	〇脱塩剤使用量の削減 高反応脱塩剤:229t(実績)	○焼却施設の効率的な運転管理の徹底と高反応薬品の使用 により脱塩剤使用量の削減努力を実施
	最終処分場周辺の環 境対策	最終処分場の周辺環境に万全な対策を講じるとともに、引き続き安全で安心な施設であるように努めます。 また、埋立終了後も、施設を廃止するまでの期間、適切な維持管理により環境の保全に努めていきます。	〇引き続き最終処分場内の環境美化及び万全な安全対策を 講じるとともに、安全な施設であるよう努める	〇最終処分場内の環境美化及び万全な安全対策を講じ、安全な施設であるよう努めた	○引き続き最終処分場内の環境美化及び万全な安全対策を 講じるとともに、安全な施設であるよう努める
安定紅た最終処分	災害時における迅速 な廃棄物処理 (拡充)	災害発生時には、がれきなど大量のごみが発生することが考えられます。早期の災害復旧と衛生環境の確保のために、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。 ② 廃棄物処理関係団体との協定に基づく災害廃棄物処理の協力体制の構築	○国有地及び渠有地のオープンスペースの確保に向け、関係機関と継続した協議を実施 ○愛知渠産業務棄物協会東三河支部より提出された回答内容を結査し、今後確保が可能な仮産場について検証を行うとともに、処理能力が不足している処理方策として民間施設の利用の可能性についても検討 ○関係部署との協議の上、班行動マニュアルの改善を検討	了し、民間処理業者が保有する施設での受け入れ条件や処理体制等を把握 ○関係部署との協議の上、班行動マニュアルの改善を推進	② (登譲がサイクルセンター、プラスデックがサイクルセンターでの残渣がの減量運転に努め、埋め立て負荷を軽減 ()
	530運動の雑進	「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を含言葉に、本市で生まれた530実践活動を、市民・事業者・行政が一体となって積極的に推進し、空き缶、空きびんなどの散乱ごみのない清潔な居住環境の実現を目指します。	○春の530運動実践活動の実施 5/26~6/4 市内一斉の 清掃活動 ○秋の530運動実践活動の実施 11/3~11/12 市内一斉 の清掃活動 ○クジーンアップ大作戦(年5回) 5/26(駅前)、7/21(駅前)、 10/6(スポーツ公園)、11/4(汐川干満)、3/10(スポーツ公園) ○MANGA⇒ンテストの開催 5/22~1/18	(駅前)約336人、10/6(スポーツ公園)約350人、11/4(汐川子 源)約300人、3/10(スポーツ公園)約450人	薄掃活動 ○秋の530運動実践活動の実施 11/9~11/18 市内一斉 の清掃活動 ○クザーンアップ大作戦(年5回) 5/25(駅前)、7/20(駅前)、
	市民参加型のイベント開催	『530のまち環境フェスタ』や『エコキッズサーキット』など市民参加型のイベントを実施することで、3Rに関する市民の取り組みを支援し、理解を深める場を作ります。	○530のまち環境フェスタの開催 12/1 ごみの発生抑制 や、環境保全への啓発を目的としたイベントを開催	○530のまち環境フェスタの開催 12/1 約7,890人	
三考の協 圏・環境へ の配慮	市民・事業者・行政の 連携強化	市民・事業者・行政の三者の協働により、ごみ減量やりサイクル商品の利用などの推進に努めます。行政は、廃棄物処理について計画や目標を設定し、市民に対しては情報提供や環境教育、活動支援を、事業者に対しては事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書に基づく指導や支援などを行うことで、三者の連携強化に努めます。	理の商上のための手法等について検討 〇 前年度の啓発活動の効果について評価を行い、新規の業	○食品衛生協会等と協力した排出事業者への啓発を実施○松葉町局辺の自治会と連携し、飲食店等への事業所啓発を実施	いて検討 〇新規の業界団体や組織等に事業系ごみ適正処理に係る局 知を実施 〇市民に対し、ごみ滅量やザサイクル推進のためクザーンカレンダーの配布やホームページへの掲載による情報提供や街

基本施策	具体的取組	取り組み内容	来成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	会和元年度の事業計画
	サーマルジサイクル の推進	焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、環境保全に配慮したサーマルゾサイクルを推進します。	○熱分解・高温燃焼溶融炉2炉(200年/日×2)を安全かつ安定的に運転 ○ダイオキシン類の排出量が図の基準(0.1mg-TEQ/Nm/)の 10分の1以下で運転 焼却施設(1・2号炉)の焼却量:105,520元(計画) ○改造された資源化センター焼却3号炉を平成14年12月に施行されたダイオキシン類の排出規制(1.0mg-TEQ/m/)以下で安定、安全運転 ○もやすごみとなる汚れたプラスチックを熱分解・溶融処理 ○蒸気を周辺施設へ安定的に供給し、また施設内での発電にも最大限の有効利用を実施	○熱分解・高温燃焼溶融炉1炉が故障(4-12月) ○ダイオキシン類の排出量が図の基準(0.1ng-TEQ/Nm)の10分の1以下で運転 ・焼却施設(1・2号炉)の焼却量:6,3980t, ・ゲイオキシン類の排出量で平均):1号炉 0.000084ng- TEQ/Nm, 2号炉0.00014ng-TEQ/Nm ○焼却3号炉をダイオキシン類の排出基準値(1.6 ng-TEQ/m)以下で変定。安全運転 ・ダイオキシン類の発生量(平均):0.036ng-TEQ/Nm ○燃やすごみとなる汚れたプラスチックを熱分解・溶融処理: 2,372t ○ごみ焼却処理量 88,663t/二対して蒸気発生量は201.462t そのうち118,377t(58,6%)を発電し、温室並びに対すば豊橋 へ蒸気供給	○熱分解・高温燃焼溶酸炉2炉(290t/日×2)を安全かつ安定的に運転 ○ダイオキシン類の排出量が図の基準(0.1ng-TEQ/Nmi)の 10分の1以下で運転 焼却施設(1・2号炉)の焼却量:97,294t(計画) ○改造された資源化センター焼却3号炉を平成14年12月に 施行されたダイオキシン類の排出規制(1.6ng-TEQ/mi)以下で安定、安全運転 ○燃やすごみとなる汚れたプラスチックを熱分解・溶融処理 ○蒸気を周辺施設へ安定的に供給し、また施設内での発電 にも最大限の有効利用を実施
	余熱の安定供給	焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、発電や温室へ利用するとともに、『りすば豊橋』にも安定供給をしていきます。	○焼却施設からの熱エネルギーを発電で有効に利用 ○余熱利用施設への蒸気の安定供給	○余熱利用施設への蒸気の安定供給 ・蒸気発生量 256,211 t ・発電量 21082,030 kwh ○温室供給量 16,009t、余熱利用施設(りすば) 2,555tを供給	○焼却施設からの熱エネルギーを発電で有効に利用○余熱利用施設への蒸気の安定供給
		れだけのごみ処理費用を負担しているかを表す数値をわかりやすく公表することで、市民の自主的なごみ減量やササイクル活動の促進を図ります。	表	○ごみ処理における費用分析の結果をごとよはしの環境 3で公表 表 ○環境省が実施する、一般廃棄物処理事業実態調査にごみ 処理に要する費用を報告	○ごみ処理における費用分析の結果を『とよは』の環境』で公表 表 ○環境省が実施する、一般廃棄物処理事業実態調査にごみ 処理に要する費用を報告
三者の協 働・環境へ の配慮	8 6 40 41 40 4 3 1 0	排出者負担や拡大生産者責任という観点から、市民や事業者にササイクル料金などの負担が求められています。しかし、一部においてはその認識の低さから不法投棄が後を絶ちません。その対策として、市民や事業者に広報やパンフシットで適正な処理について呼びかけ、意識の商上を図るとともに、統合型GIS(地理システム)により不法投棄多発箇所を把握し、それを基に監視カメラや防止看板の設置、監視パトロールの実施を行うことで、その抑制に努めます。	○監視業務場所 ・市民等からの廃棄物の不適正処理が指摘されている場所 ・市が廃棄物の不適正処理の改善指導をしている場所 ・不法投棄のおそれのある場所 〇監視業務内容 ・不法投棄のおそれがある場所への巡回パトロール ・看級やセンサーライトなどの各種不法投棄防止用機器の 設置 ・連報等による現場立入り調査	 ○平成30年度パトロール実施状況 立入検査件数 1599件(産廃分) 不法投棄件数 30件(産廃分) 監視カメラ設置数 1基(産廃分) 不法投棄等運報件数 157件(一廃分) 監視カメラ設置数 15基(うち5会ダミー、一廃分) 	○監視業務場所 ・市民等からの廃棄物の不適正処理が指摘されている場所 ・市が廃棄物の不適正処理の改善指導をしている場所 ・不法投棄のおそれのある場所 ○監視業務内容 ・不法投棄のおそれがある場所への巡回パトロール ・看板やセンサーライトなどの各種不法投棄防止用機器の 設置 ・連報等による現場立入り調査
		地球温暖化防止対策を積極的に展開するため、温室効果ガスの排出抑制の一環として、環境にやさしい自動車であるハイブジッド収集車などの導入を推進します。	○更新車両(44車)については、各メーカーともハイブリッド車の設定が無いことから、ディーゼル車(クリーンディーゼル)として4台を更新 ○パトロール車両の更新については、仕様を電気自動車とする		○更新車輌(44車)については、各メーカーともハイブリッド車 の設定が無いことから、ディーゼル車(クリーンディーゼル)と して3台を更新
	バイオマス資源利法	生ごみや下水汚泥等のバイオマス資源を発酵処理し、発生するメタンガスを再生可能エネルギーとして利用、発酵後の残渣は炭化燃料として利用します。 この取り組みのために、生ごみの分別収集の仕組み作りに取り組むとともに、バイオマス資源利活用施設を整備します。	○ バイオガスによる発電量 : 約8,850,850kWh○ 炭化燃料精製 : 約2,450t	○バイオガスによる発電量 : 7,736,847kWh (バイオガス発電による売電量 : 7,026,279kWh) ○炭化燃料箱製 : 2,515t	○ バイオガス発電による売電量 : 約6,800,000 kWh ○ 炭化燃料精製 : 約2,400 t
	下水道整備の推進	市街地における快適でうるおいのある生活環境の確保と、河川や三河湾などの公共用水域の水質を保全するため、公共下水道の整備を推進します。	○公共下永道事業 ・吉田方地区の管渠工事 ・橋良地区の管渠工事	○公共下水道事業 ・吉田方地区の管渠工事 ・橋良地区の管渠工事	○公共下永道事業 ・吉田方地区の管渠工事 ・橋良地区の管渠工事 ・牛川地区の管渠工事

基本施策	具体的取組	取り組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
	会併処理浄化権への	単独処理浄化槽及び汲み取り槽では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されるため、環境に与える負荷が大きく、その低減を図る必要から、市民の水環境に対する意識の痢上を図り、生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を一層促進するとともに、適正な維持管理について啓発・指導します。	〇浄化槽設置補夠計画 38基 19,745千円 設置費 17,495千円 搬去費 25基 2,250千円	〇浄化槽設霆補助実績 31基 16,183千得 設置費 14,023千円 搬去費 24基 2,160千号	○浄化槽設覆補助計画 37基 19,172千円 設置費 17,012千円 撤去費 24基 2,160千円
適正な水処 理の推進 (生活排水 処理)	辿尿・汚泥の適正処 理の雑進		○処理水は法規制値よりも厳しい自主規制値以下で適正処理 規制値 BOD 40mg/L以下 SS B0mg/L以下 (法 基準) BOD 25mg/L以下 SS 30mg/L以下 (自 主基準) ○し尿・汚泥の処理は、バイオマス資源対活用施設で適正な 処理を推進	○し尿処理施設からの二次廃棄物(汚泥等)123tすべてを場 内処理(焼却しスラグ化) ○処理水は法規制値よりも厳しい自主規制値以下で適正処理 規制値 BOD 40mg/L以下 SS B0mg/L以下 (法 基準) BOD 25mg/L以下 SS 30mg/L以下 (自 主基準)	○処理水は法規制値よりも厳しい自主規制値以下で適正処理 規制値 BOD 40mg/L以下 SS B0mg/L以下 (法 基準) BOD 25mg/L以下 SS 30mg/L以下 (自 主基準) ○し尿・汚泥の処理は、バイオマス資源利活用施設で適正な 処理を推進
	汚泥の資源活用の雑進	発酵させて発生したガスにより発電を行い、発酵後に残った汚泥は炭化燃	○バイオガスによる発電量 : 約8,000,000kWh ○炭化燃料精製 : 約2,450t	○バイオガスによる発電量 : 7,739,847kWh (バイオガス発電による売電量 : 7,929,279kWh) ○炭化燃料箱製 : 2,515t	○ バイオガス発電による売電量 : 約6,800,000kWh ○ 炭化燃料箱製 : 約2,450t